

応急仮設住宅の供与期間満了に伴う延長手続きについて

- ◇ 現在お住まいの応急仮設住宅の供与期間は、原則2年となっておりますが、住まいの再建を進めるに当たり、「やむを得ない理由(延長要件)」があり、供与期間内に退去できない場合に限り、引き続き1年を超えない範囲での入居が可能となりました。
- ◇ 令和7年7月以降、供与期間の満了が近い世帯から順次、「申出書」の提出依頼をお届けしますので、提出期限までに必ずお手続きください。

1. やむを得ない理由(延長要件)

住まいの 再建方法	やむを得ない理由(延長要件)
自宅再建	自宅再建を決めているが、業者の確保が困難で契約に至っておらず、まだ工事に着手できないため
	自宅再建を決めており、業者と契約済みだが、工期が長期に及ぶ見込みであるため
	自宅再建を決めているが、公共事業等(土地区画整理、地盤改良、液状化対策、その他法律に基づく諸手続き等)の関係で再建を進められないため
	自宅再建を決めているが、解体工事が終わらないため
	自宅再建を決めているが、希望する宅地や物件が見つからないため
民間賃貸 住宅	被災元市町(能登地域に限る※)の民間賃貸住宅等へ入居したいが、物件が見つからないため
	高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等で、公営住宅に入居する場合の収入基準に該当し、現在の物件より家賃の安い物件を探しているが見つからないため
公営住宅	復興(災害)公営住宅に入居したいが、供与期間内で建設されていないため
	既存の公営住宅に入居したいが、供与期間内で改修中あるいは空きがないため
その他	避難指示、集団移転の方針が決まっていないため、仮設住宅の供与期間内に退去できない
	その他、やむを得ない事情のため、仮設住宅の供与期間内に退去できない

※能登地域:宝達志水町以北の9市町(輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町)

(賃貸型応急住宅)

2. スケジュール

令和7年7月以降、供与期間の満了が近い世帯から順次、「申出書」の提出依頼をお届けしています。提出期限までに必ずお手続きください。

※延長希望の有無に関わらず、全世帯の提出が必須です

※お届けされた書類またはオンラインのいずれかで手続きしてください

〈手続の流れ〉



〈供与期間満了月ごとの申出書の提出期限の目安〉

供与期間満了月	① 申出書様式 送付時期	② 申出書 提出期限	③ 延長可否通知書 送付時期
令和8年1～3月	令和7年7月上旬	令和7年8月下旬	令和7年9月以降
令和8年4～6月	令和7年8月上旬	令和7年9月下旬	令和7年10月以降
令和8年7、8月	令和7年9月上旬	令和7年10月下旬	令和7年11月以降
令和8年9月以降	令和7年10月以降	令和7年11月以降	令和7年12月以降

※あくまで目安であり、変更となる可能性があります。

〈賃貸型応急住宅の再契約手続き〉

延長可否通知書は、市町・県の審査を経て市町から入居者へ送付します。

市町長、貸主及び入居者で「石川県賃貸型応急住宅賃貸借契約」の再契約手続きを行います。

【提出先・お問い合わせ先】
各市町応急仮設住宅担当課

【仮設住宅の入居期間延長に関する相談窓口】
石川県生活再建支援課 (TEL 076-225-1942)
石川県庁行政庁舎 12階
月～土 9:00～17:00 ※日、祝除く